第三十八条第二項	審理員	自治紛争処理委員
	前項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項
	同項	同条第一項において準用する前項
第三十八条第三項	審理員	自治紛争処理委員
	第一項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第一項
第三十八条第五項	審理員	自治紛争処理委員
	前項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項
第四十条及び第四十一条第一項	審理員	自治紛争処理委員
第四十一条第二項	前項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項
	審理員	自治紛争処理委員
第四十一条第二項第一号	第二十九条第二項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第二十九条第二項
	第三十条第一項後段	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十条第一項後段
	第三十条第二項後段	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十条第二項後段
	第三十二条第三項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十二条第三項
	第三十三条前段	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十三条前段
第四十一条第三項	審理員が	自治紛争処理委員が地方自治法第二百五十八条第一項において準用する
	次条第一項	同条第一項において準用する次条第一項
	審理員意見書	自治紛争処理委員意見書
	同条第二項及び第四十三条第二項	同法第二百五十八条第一項において準用する次条第二項

第四十二条	審理員は	自治紛争処理委員は
	審理員意見書	自治紛争処理委員意見書
第四十四条		自治紛争処理委員意見書が提出されたとき
		地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第一号
第五十条第一項第四号	第一号	自治紛争処理委員意見書
	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する
第五十条第二項	第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、	
	審理員意見書	自治紛争処理委員意見書

第三条第二項	審理員	自治紛争処理委員
	指名されている	任命されている
第八条、第九条並びに第十三条第一項及び第二項	審理員	自治紛争処理委員
第十六条	審理員は	自治紛争処理委員は
	審理員意見書	自治紛争処理委員意見書

審査の申立て等については、第百七十八条の五において準用する行政不服審査法施行令第一条及び第二条の規定は適用しないものとし、第百七十八条の五において準用する同令の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

審査の申立て等に関しては、前条第三項（第十六号を除く。）の規定を準用する。

第百七十八条の四　前二条に規定するものを除くほか、地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理の手続の細目は、総務省令で定める。

第百七十八条の五　第百七十八条の三第二項及び同条第三項において準用する第百七十八条の二第三項第二十号に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法第二百五十八条第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行令第一章（第十五条第一項第一号及び第二項並びに第十七条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十五条第一項第五号中「若しくは特定意見聴取、法」とあるのは、「、法」と読み替えるものとする。